

税務相談室

その他の必要経費

北海道医師会顧問税理士 中村 孝一

質問

1. ある患者から、診療において過失があったとして損害賠償を請求されていました。このほど裁判の結果過失がなかったことが明らかになりました。この裁判で弁護士に謝礼を支払いましたが、この費用は必要経費となりますか。
2. いわゆる医療過誤事件に関して、刑事責任があるということで起訴されていましたが、このほど無罪が確定しました。これについて、弁護士に相当の報酬を支払いましたが、この費用は必要経費になりますか。
3. 大学院在学中でしたが、開業医であった父が急死したため、大学院を取りあえず休学して父の跡を継ぎました。ところで、医院の方も見通しが立ってきましたので、診療の傍ら大学院に復学して学位だけは取得しようと考えていますが、学位は開業医にとって、いわば金看板ともなり得るものですから、学位取得のために要する費用は必要経費となるでしょうか。

回答

1. 事業の遂行上生じた紛争を解決するために支出した弁護士費用は、必要経費となる。

事業を営んでいる人が、その事業を営んでいく上で生じた紛争や、その事業のために使用されている資産について生じた紛争を解決するために支出した弁護士の報酬やその他の費用は、次のようなものを除いて、支出した年分の必要経費とすることに切り替わっています。

- (1) その取得の時に、既に紛争の生じている資産に係るその紛争や取得後紛争が生ずることが予想される資産について生じたその紛争に係るもので、その資産の取得費とされるもの。
- (2) 山林や譲渡所得の基因となる資産の譲渡に関する紛争に係るもの。
- (3) 必要経費に算入されない租税公課に関する紛争に係るもの。
- (4) 他人の権利を侵害したことによる損害賠償金（慰

謝料、見舞金など損害賠償金に類するものを含みます）で、故意または重大な過失により必要経費に算入されないものに関する紛争に係るもの。

したがって、ご質問の場合は、裁判によって過失がなかったということが明らかになったというのですから、支払った弁護士費用は必要経費となります。

2. 事業の遂行上生じた刑事事件の処理のために支出した弁護士報酬その他の費用は、無罪等が確定した場合には、必要経費となる。

事業主が事業に関連する行為について法令違反の嫌疑を受け、事件処理のための費用を支出している場合において、その支出の段階では、その事業主に刑事責任があるのかどうかは明らかでないため、その費用が必要経費になるかどうか判断つきかねるのが実際のところなのです。そのため、刑事事件に関する弁護士費用等については、次のように取り扱うこととされています。

すなわち、事業に関連する行為について刑罰法令違反の嫌疑を受けた場合において、弁護士の報酬その他その事件の処理のため支出した費用は、その違反がないものとされ、もしくはその違反に対する処分を受けないこととなり、または無罪の判決が確定した場合に限って、必要経費に算入することができます。

なお、必要経費に算入される費用は、その違反がないものとされ、もしくは処分を受けないこととなり、または無罪の判決が確定した年分とその費用を支出すべきことが確定した年分とのどちらかの年分の必要経費に算入することができます。

したがって、ご質問の場合には、無罪の判決が確定したというのですから、その段階でその弁護士費用は必要経費に算入できることとなります。なお、無罪が確定する前に支払っている場合には、この段階までは仮払金として処理されることとなります。

3. 学位取得のために支出する費用は必要経費とはならない。

一般に、事業主や使用人が事業のために直接必要な技能や知識の習得や研修を受けるために通常必要な費用は必要経費に算入されますが、この場合の「事業のために直接必要」であるかどうかは、現に営んでいる事業を行っていく上で直接に必要なかどうかによって判断されるべきものであると考えられます。

そうしますと、開業医にとって、学位は確かに十分条件であることは否定できませんが、一方、学位を持たずに開業している人もいることから、必要条件でないことも否定できない事実ですから、開業医が学位を取得するために大学院に通学することは、現在の医業と相当の関連はありますが、直接必要なこととは思われません。したがって、大学院に通学するために必要な費用は、必要経費には算入されないこととなります。